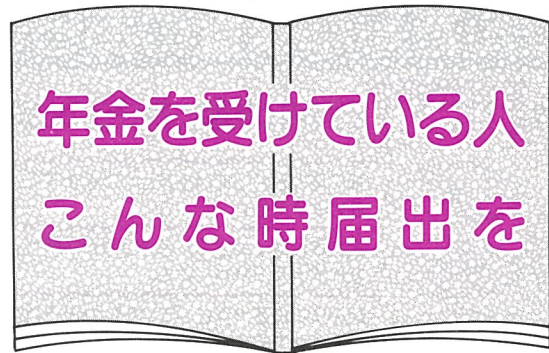


# あなたの国民年金

パート ⑤



年金を受けている人は、次のような場合には、届出が必要になります。  
届出を忘れて、遅れたりすると、年金の支払い月に、年金が受けられないこともありますのでご注意ください。

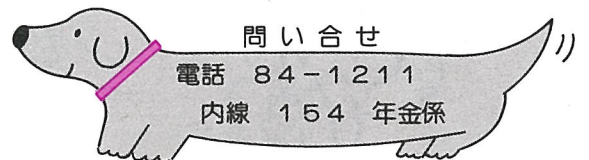
こんなとき	届書名	提出時期
引き続き年金を受けるとき	現況届	毎年誕生月の末日まで
住所、支払を受ける場所（銀行・農協・郵便局など）を変えるとき	年金受給権者住所・支払機関変更届	そのつど
氏名を変えたとき	年金受給権者氏名変更届	14日以内
年金を受け取る為の通知書を亡くしたとき	支払通知書亡失届	すみやかに
年金証書を無くしたりよごしたとき	年金証書再交付申請書	そのつど
2つ以上の年金が受けられるようになったとき	年金受給選択申出書	受けられるようになったとき
年金を受けている人が亡くなったとき	年金受給権者死亡届または未支給年金請求書	14日以内

## 年金電話番のご利用を

年金電話番は、年金の質問にコンピューターが自動的に音声、またはファックスによりお答えするシステムです。

利用のしかたは電話の音声でもご案内しますが、間違えないようあらかじめお聞きになりたい内容を「利用のしおり」で確認のうえ手順にしたがって電話をおかけください。

「利用のしおり」は、役場住民福祉課年金係に置いてあります。利用時間は、24時間、年中無休です。どうぞご利用ください。



問合せ 松丘園 ☎2115

高齢者巡回  
介護教室

日時 11月18日(月) 午後1時～5時  
場所 九十九里ホーム デイサービスセンター  
内容 寝たきり・痴呆性老人の介護のし方